Ŧî. \mathcal{B} . Ŧ. B. 끄다

頁

昭和十九年 干 Ξ 百 八月十二日 五 五號

> 火 曜

> > H

本書ノ

縣

令

◇鳥取縣令第五十七號

定ム 强力命令ニ關スル件)ニ依リ職域等貯蓄主幹設置令左ノ通 昭和十九年六月大蔵省令第七十四號(職域等ニ於ケル貯蓄

昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事

O 告

●縣自動車微發事務施行細則中制定……… ❷職域等ニ於ケル貯蓄擔當者ノ設置制定…

> =頁 頁

學早害防止農用公共施設新設改良事業

0縣

[발]

頁頁

職域等貯蓄主幹設置令

第一條 工場、事業場其ノ他之ニ準ズベキモノ 勤務者數常時五十人以上ヲ有スル事務所、營業所 (以下職域ト總

頁頁頁頁

●青果物(葡萄、梨)出荷計畫承認

●水產業團体法施行令指定…

●縣稅檢查返納並交付:

●縣稅檢查章交付…………… ●災害復舊耕地事業補助規程中改正

主幹一人ヲ選任スベシ 稱ス)ノ事業主ハ當該職域ノ役員又ハ職員ノ中ヨリ貯蓄 職域ヲ有ス

二以上

鳥取縣公報 **火金曜日發行** (休日ニ當ル

第 千 五百 五十 五號招和十九年八月廿二日

(第三種郵便物認可昭和四年四月十五日

40

(第三種郵便

溺タザル ハ貯蓄主幹ノ選任ハ當該各職域ニ付之ヲ爲スベ 事業主 小認 ニ對シ貯蓄主幹ヲ選任スベ ムルトキハ勤務者數常時五 3 丰 + \neg

第三條 トヲ命ズルコトアル 事業主貯蓄主幹ラ選任シ又ハ改任セ ベ シ ン 1 スル 1

ハ其 ノ人選ニ付豫メ知事ニ内議スベシ

第四條 ヲ處理スベシ 貯蓄主幹へ當該事業主ノ指示ヲ受ケ其ノ擔當事務

第五條 貯蓄主幹ノ擔當處理スベキ事項左

當該職域ニ於ケル貯蓄機構ノ整備ニ關ス ル

劃ニ關スルコト 當該職域ニ於ケル貯蓄增加目標額ノ設定並ニ貯 蓄計

法令又ハ國縣ノ指示ニ基ク各種貯蓄關係事務

1 \exists

處理

貯蓄標準ノ適用並

ニ源泉貯蓄ノ實施ニ闘スル

 $\mathcal{F}_{\mathbf{i}}$ 其ノ他當該職域ニ於ケル勤務者貯蓄增强ニ關ス

第

ル

第六人

知事必要ア

y

ト認ム

ル

キ

事業主ニュシ其ノ

~ 域 が部 丰 コト ヲ命ズル 班其 コ ノ他單位職場毎 ŀ アル べ ニ貯蓄推進者ヲ設置ス

第七條 幹ノ擔當事項ニ關シ ズルコトアルベシ 知事必要アリ 報告ラ微シ又ハ貯蓄主 ト認ムル場合ハ 事業主 一幹ノ解任 ニ對シ貯蓄主 ラ命

第八條 條ノ規定ヲ準用ス 所屬スル勞務者數常時五十 勞務供給業者其ノ他之ニ準ズベキ 人以上 ナル モ E = ノ 付 シ 八前各 テ 共ノ

1 如

本令ハ公布ノ目ヨリ之ヲ施行

◇鳥取縣令第五十八號

鳥取縣自動車徵發事務施行細則左 昭和十九年八月二十二日 ノ通定

鳥取縣知事 武 島

鳥取縣自動車微發事務施行細則

一條 自動車微發事務細則(以下單ニ細則ト稱ス)ニ依ルノ外 自動車微發事務ニ關シテハ微發令微發事務條例及

職 本令ニ依ル

ハ細則第二條ノ二第二項ノ規定三依 自動車所有者其ノ車輛置場所在地ニ在 ル管理人ヲ置クベ Ť ザ ル 1 ٧ 丰

第七條

市町

村長ハ自動車盗帳ヲ毎年一回

以上警察署長ノ

長三通知

氏名及車輛番號其ノ他必要ナル事項ヲ速二車輌 自動車所有者管理人ヲ定メタルトキハ共ノ住 亦在 贋

地ノ市町村長ヲ經テ知事ニ屆出ゾベシ

前項ノ管理人ニ異動ラ生ジタル トキハ亦同ジ

第四條 八自動車豪慢ラ整備シ速ニ警察署長ヲ經テ知事 市町村長前條ノ規定ニ依ル屆書ラ受理シ 三逃達 夕 ル ス

第八條

左ノ各號ノーニ該當

スル

者ハ

ΪĹ

-j -

1 訓金义

ハ拘留若ハ科料ニ處ス

、正當ノ事由ナクシ

第二條ノ

規足ニ依

ル

管塊

人

ノ設

印スベシ

式ニ依ル照合表ラ附シ照合年月日及場所ラ記人關係者探

前項ノ照合ラ為シタルトキハ自動車豪展卷頭ニ第

批

自動車臺展ト組合整備スペ

第五條 有スル自動車ニ就キ自 警察署長ハ管内 動車豪帳ヲ備へ自動車ノ異動竝 (市ノ區域ヲ含 ム)ニ車輛置場

ベシ

管理人ノ異動アル 加除訂正ス

規定二依ル自動車調査票ノ記載事項トス 但シ自動車

第六條 條 知事ハ自動車事業法及自動車取締關係諸規定ニ依自動車調査票ノ記載事項ヲ具備シ之ニ代フルコトヲ得 認可 市

前項ノ自動車豪帳ノ記載事項ハ細則第十五條ノ二第一項

取締令施行規則執行心得第十三條二依ル車輛 カー F

第一號樣式

二、正常ノ事由ナク

テ第三條ノ規定ニ依ル屆

出デヲ爲

サザル者

置ヲ爲サザルモ

自動車臺帳照合表

年照 月 日合 場所長即 長市町 印記事(不符合ノ點其ノ他参考事項

(第三種郵便物認可)

鳥取縣公報

第千五百五十五號

昭和十九年八月廿二日

本令ハ公布ノ日ョリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際自動車所有者車輛置場所在地ニ

在ラザ

第五條

キハ本令施行ノ目ョリ

十旦以内ニ管理人ヲ定メ屆

旧出ゾ

ベ

附

則

μή

分

番號 交付年月 三郎和二九、

H

所愿臨名]職

名

氏

名

昭和

+

九年八月二十二日

縣稅檢在章

事務所 縣書記

前田

盛质

意言

三同

同

同

(4

鳥取縣公報

昭和 十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島

袭

依

IJ

設計書 ヲ變更セント ス ル ۲ 牛 ハ第二號様式

豫メ屆出ベシ 第二號様式ヲ左ノ 如ク改

昭和 昭和 年 月 年災害復舊耕地事業設計書變更屆 日鳥取縣受耕第 號補助指令ニ基ク

設計書別紙ノ 通變更致度條條關係書類添付此段及御屆候

昭和

住 所

氏

名

Ep

設新設改良事業補助規程中左ノ通改正ス

昭和十九年八月二十二日

昭和十六年一月鳥取縣告示第八十九號早害防止農用公共施

◇鳥取縣告示第四百七十八號

示

第四條

設計書ラ變更セン

スルト

牛

ハ豫メ

知事

三屆出

~

◇鳥取縣告示第四百八十號

鳥取縣知事

武

シ

知

岩美地方事務所管内ニ於テ縣稅檢查章並縣稅滯納者財産差 押證票ヲ左ノ通交付セリ

昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島

規程で左ノ通改正

昭和十九年一月鳥取縣告示第十六號災害復舊耕地事業補助

◇鳥取縣告示第四百七十九號

鳥取縣知事 武 島

義

水產業團体法施行令第七十三條二於テ準用 ◆鳥取縣告示第四百八十三號 ス ル同令第五條

昭和十九年八月二十二日

第一項ノ規定二依リ左ノ專項ヲ指定セ

鳥取縣知專 島

押證票ヲ左ノ通返納竝交付セリ

昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事

鳥

義

二

地

東伯地方事務所管內二於テ縣稅檢查章及縣稅滯納者財產差

◇鳥取縣告示第四百八十一號

品 鳥取縣 義

三、水 設立認可ヲ申請スベキ期限 產 物製造業ノ 種 類 煉製品 昭和十九年九月 + \mathbf{H}

第二項ノ規定ニ依リ左記ノ者ヲ煉製品製造業會設立委員ニ

水産業團体法施行令第七十三條ニ於テ準用スル同令第五條

任命セリ 昭和十九年八月二十二日 鳥取縣知事

高 Ξ

同鳥

取

iti

惠 比 木 春

出荷計畫ヲ承認セ

◇鳥取縣告示第四百八十二號

財產差押證票一(

 \circ

同

一五交付、

八

同

同

同

同

繁三

可

同 隅 同

財産差押證票一〇同 縣稅檢查章一〇階

縣稅檢

查章 1○|、一五返納

八 東白地方 縣書記 大津

林太郎

◇鳥取縣告示第四百八十四號

香號

交付年 月 日

所屬廳名

職

名

氏

名

青果物配給統制規則第四條並第六條ノ規定 =

第千五百五十五號

對シ葡萄梨ノ 依リ鳥取縣農

鳥取縣公報

昭和十九年八月廿二日

(第三種郵便物認

μĵ

昭和十九年八月廿二日發行昭和十九年八月廿二日印刷		米 同 同 東
廿二日節紀		米 子 市 一 一 市 一 一 市 市 一 一 市 市 市 市 市 市 市 市 市
鳥 取		田 茶 衣 野
聚公		中坂笠崎
公報		圭 國 貞 源 太
全		治郎市一
光三和 種四 郵年		
(第三種郵便物認可) (第三種郵便物認可)		
印發	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
刷 行 鳥 鳥 所 _取 者 _取		
ス 類 点 鳥 鳥	·	
取取取市市		
縣東 町 ^取 町 甲		
刷		
所 縣	,	ø